

初診時・再診時「選定療養費」改定について

—当院は、「地域医療支援病院」です—

国の方針により、2022年4月の診療報酬改定で10月1日から以下の通り選定療養費を改定します。

患者さんが地域医療支援病院に紹介状を持たずに初診で受診される場合、または病状が安定しても引き続き外来受診される場合には、選定療養費(自己負担)のお支払いが義務付けられています。

(金額:税込)

	9月30日まで	10月1日から
初診時選定療養費 (旭市民の産婦人科受診は除く) 紹介状を持たずに当院を初診で受診される場合は、保険診療分とは別にご負担いただく費用	5,500円	→ 7,700円
再診時選定療養費 病状が安定し、当院よりかかりつけ医への紹介を申し出ても、引き続き当院受診を希望される場合に、保険診療分とは別にご負担いただく費用	2,750円	→ 3,300円

※当院へ通院中であっても、新たに他の診療科を受診される際は、他の医療機関からの紹介状または当院担当医からの院内紹介がない場合、選定療養費をご負担いただきます。

▼初診とは

1. 当院を初めて受診する方
 2. 以前に当院で受診したことはあるが、すでに治療期間が終了した後に再び来院される方
 3. 前回、当院で任意に診療を中止し、改めて受診される方
- ※平日(8:00~17:59)に救急外来を受診される場合も、初診時選定療養費をご負担いただく場合があります。

▼初診であっても初診時選定療養費をご負担いただく必要のない方

1. 他の医療機関からの紹介状をお持ちの方
2. 緊急の場合(救急車での搬送など)
3. 当院で受診中の診療科から、他の診療科を院内紹介された方
4. 各種公費負担制度の受給者である方
(乳幼児医療・ひとり親家庭等医療・こども医療は除く)

基本理念

すべては患者さんのために

私たちは地域の皆さまの健康を守るために、常に研鑽に努め、医学的にも経済的にも社会的にも適正な模範的医療を提供します。

地方独立行政法人
総合病院 国保旭中央病院

www.hospital.asahi.chiba.jp
 〒289-2511 千葉県旭市イの1326 TEL.0479-63-8111(代) FAX.0479-63-8580



お知らせ

- 初診外来受付時間…… [7:45~11:00]
自動受付機は、6:30からご利用いただけます。
- 自動精算機稼働時間… [7:00~20:00]
- 駐車場巡回バス…………… [8:30~14:00]

面会制限の お知らせ

感染防止のため、
面会(お見舞い)はできません。

家庭で役立つ 健康 豆知識

アナフィラキシーの 予防と対策

自分のお薬のアレルギーについて知っていますか?

アナフィラキシーとは、食べ物、薬品、ハチ刺傷などアレルギーを起こす物質(アレルゲン)の侵入により、内部臓器も含めた全身にアレルギー症状が起こり、重篤となる過敏反応のことを言います。今回は、病院で検査や治療を受けるときに重要な「お薬」によるアナフィラキシーについてお伝えします。



自分のアレルギーを医療者へ伝えましょう

他の病院で使用したお薬での症状などは、当院で把握しきれていないこともあります。皆さんからも申し出てください、一緒に確認をお願いします。

お薬を使った後(飲んだ、注射した、塗ったなど)の体の変化に注意しましょう

くしゃみ、鼻水、鼻閉など一時的な軽い症状で落ち着いてしまった場合でも、アレルギーの反応であったかもしれません。「今回の薬は次も使って大丈夫?」ということも考え、症状があったことを医療者へ伝えていきましょう。また、ご自身でも何の薬でどのような症状であったかを記録しておくといいでしょう。

厚生労働省の調査では、国内で年間20-30名の方が医薬品によるアナフィラキシーで亡くなっています。非常にまれなことではありますが、予防と発症時の適切な対処で傷害を最小限にすることも可能です。皆さんにもご協力いただき、一緒に安全に医療を受けられるようにしていきましょう。



参考文献

アナフィラキシーガイドライン:一般社団法人日本アレルギー学会

重篤副作用疾患別対応マニュアル-アナフィラキシー:厚生労働省

注射薬によるアナフィラキシーに係る死亡事例の分析:一般社団法人日本医療安全調査機構

文責 医療安全管理推進室 大島誠

かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ちましょう!

当院は、地域医療支援病院として「二人主治医制」を推進します

当院では、地域医療連携の取組みとして二人主治医制を推進しています。これは総合的な診療と専門的な診療をそれぞれ別の主治医が担うことで、二人の主治医が連携しながら患者さんの状態に最も適した医療を提供する、つまり患者さんを二人の医師が支える体制を言います。

初診で当院を受診する時は、原則としてかかりつけ医などからの紹介状をご用意ください。その場合「初診時選定療養費」の負担は必要ございません。また、病状が安定した患者さんは、かかりつけ医へ紹介させていただきます。かかりつけ医の紹介により再度当院を受診することもできます。

※ 接骨院、整骨院等からのお手紙は「紹介状」としてお取り扱いしておりません。